

## 武蔵小杉駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、川崎市武蔵小杉駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に即して、武蔵小杉駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

### 記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）
  - (1) J R 武蔵小杉駅から中原保健福祉センターまでについての道路の区間
    - 市道武蔵小杉駅北口広場（J R 武蔵小杉駅北口）
    - 市道川崎駅丸子線（小杉駅中央出口交差点から小杉2丁目交差点まで）
    - 市道小杉町17号線（小杉2丁目交差点からJ R 南武線ガード下まで）
    - 市道小杉町59号線（J R 南武線ガード下から中原区役所前交差点まで）
    - 国道409号線（中原区役所前交差点から中原区役所前まで）
- 2 前記道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
  - (1) J R 武蔵小杉駅から中原保健福祉センターまでについての道路の区間
    - ア 実施事業内容
      - 標識・標示の高輝度化
    - イ 実施予定期間
      - 平成18年度から平成22年度まで（道路特定事業に合わせて実施予定）
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
  - (1) 音響信号機等については、個々交差点について必要性を検討しながら整備を進める。
  - (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保
    - 交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるように、周辺道路への与える影響を常に調査し、必要な周辺交通規制の見直しを実施する。
  - (3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項
    - 違法駐車取締り、広報啓発活動等の事業を関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

交通安全特定事業を実施する路線・事業内容及び実施時期等

重点整備地区	路線名	事業の実施場所	事業内容	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	備考
武蔵小杉駅周辺地区	① 市道武蔵小杉駅北口広場	JR武蔵小杉駅北口から小杉駅中央出口交差点まで	標識・標示の高輝度化		←				→	
	② 市道川崎駅丸子線	小杉駅中央出口交差点から小杉2丁目交差点まで	標識・標示の高輝度化		←				→	
	③ 市道小杉町17号線	小杉2丁目交差点からJR南武線ガード下まで	標識・標示の高輝度化		←				→	
	④ 市道小杉町59号線	JR南武線ガード下から中原区役所前交差点まで	標識・標示の高輝度化		←				→	
	⑤ 国道409号線	中原区役所前交差点から中原区役所前まで	標識・標示の高輝度化		←				→	

武蔵小杉駅周辺重点整備地区

③市道小杉町17号  
標識標示の高輝度化

②市道川崎丸子線  
標識標示の高輝度化

④市道小杉町59号  
標識標示の高輝度化

①市道武蔵小杉駅北口広場  
標識標示の高輝度化

⑤国道409号  
標識標示の高輝度化

市民館

武蔵小杉駅

地理院地図

